

# 児童手当制度改正についてのお知らせ

令和6年10月(令和6年12月支給分)から児童手当制度が改正されますので、お知らせいたします。

## 制度改正の内容

- ・所得制限が撤廃
- ・支給期間が高校生年代(18歳に達する日以後の最初の3月31日まで)まで延長
- ・支払が年6回(偶数月の支給)
- ・第3子以降の支給額が増額(月15,000円⇒月30,000円に増額)
- ・多子加算の算定対象となる子が22歳に達する日以後の最初の3月31日まで拡大

	改正前(令和6年9月まで)	改正後(令和6年10月から)
支給対象	中学生修了まで	高校生年代まで
所得制限	あり	なし
支給月額	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳未満 15,000円</li> <li>○3歳～小学校修了まで 第1子・第2子 10,000円</li> <li>第3子以降 15,000円</li> <li>中学生 10,000円</li> <li>所得上限限度額未満一律 5,000円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○3歳未満 第1子・第2子 15,000円</li> <li>第3子以降 30,000円</li> <li>○3歳～高校生年代 第1子・第2子 10,000円</li> <li>第3子以降 30,000円</li> <li>所得制限による特例給付が廃止</li> </ul>
多子加算の算定方法	18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童を含める	22歳に達する日以後最初の3月31日までの子を含める
支給月	6、10、2月の年3回	2、4、6、8、10、12月の年6回

## 手続き確認フローチャート

